

VIASOカード 年会費のご案内

本カードの年会費は、以下のとおりとします。

本人会員・家族会員	永年無料
-----------	------

2026年8月3日改定

VIASOカード会員特約

第 1 条(本カードの名称と入会方法)

1. 本カードは、三菱UFJニコス株式会社(以下「三菱UFJニコス」といいます。)または三菱UFJニコスが指定するカード発行会社(以下三菱 UFJ ニコスおよび三菱 UFJ ニコスが指定するカード発行会社のいずれかを称して「当社」と称します。)が発行するもので、カードの名称は「VIASO カード」(以下「本カード」と称します。)とします。また、三菱 UFJ ニコスが発行する本カードには、当社独自のデザインの他に、特定の企業・団体等から提供を受けたオリジナルデザインのカード(以下、「オリジナル デザイン VIASO カード」といいます。)があります。なお、会員は複数種類の本カードを保有することはできないものとします。
2. 入会申込者は、第 2 条第 1 項に定める本特約、ポイント規定および会員規約を承認のうえ、当社に入会を申込みものとします。
3. 当社が本カードの本人会員または 家族会員として入会を承認した方を会員といい、会員は、当社の会員資格(以下「当社会員資格」といいます。)を有するものとします。

第 2 条(本特約)

- 1.本特約は、第 1 条第 1 項に定める本カードの会員に対し、「VIASOポイントプログラム規定」(以下「ポイント規定」といいます。)および「個人会員規約」(以下「会員規約」といいます。)の特約として定めるものであり、本特約とポイント規定または会員規約とが抵触する場合、本特約が優先し適用されるものとします。
2. 本特約で使用する用語の定義は、本特約で特に定義する場合を除き、ポイント規定または会員規約の定義によるものとします。

第 3 条(年会費)

本カードの年会費は、本人会員・家族会員ともに永年無料とします。

第 4 条(会員資格取消等)

本人会員に対し、本カードの有効期限が到来する日の 17 ヶ月前から 1 ヶ月前までの期間に、当社より一度も本カードの利用代金の約定請求がなかった場合、当社は、本カードの有効期限の到来をもって、当該本人会員の当社会員資格を取消することができるものとします。これにより本人会員が当社会員資格を喪失した場合、その家族会員も、当然に当社会員資格を喪失するものとします。

第5条(特典およびサービスの利用)

オリジナルデザインVIASOカードを保有する会員は、そのオリジナルデザインを提供する特定の企業・団体等が提供する特典およびサービスを受ける場合、特定の企業・団体等所定の方法でその提供を受けるものとします。

第6条(デザイン変更)

当社は、予告なしにいつでもオリジナルデザインVIASOカードの券面デザインを当社独自のデザインへ変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を承認するものとします。

2603-34681
501026 26.08 XX